



第3次産業で働く人々の安全衛生

(第3次産業における労働災害防止について)



佐賀労働局労働基準部

目 次

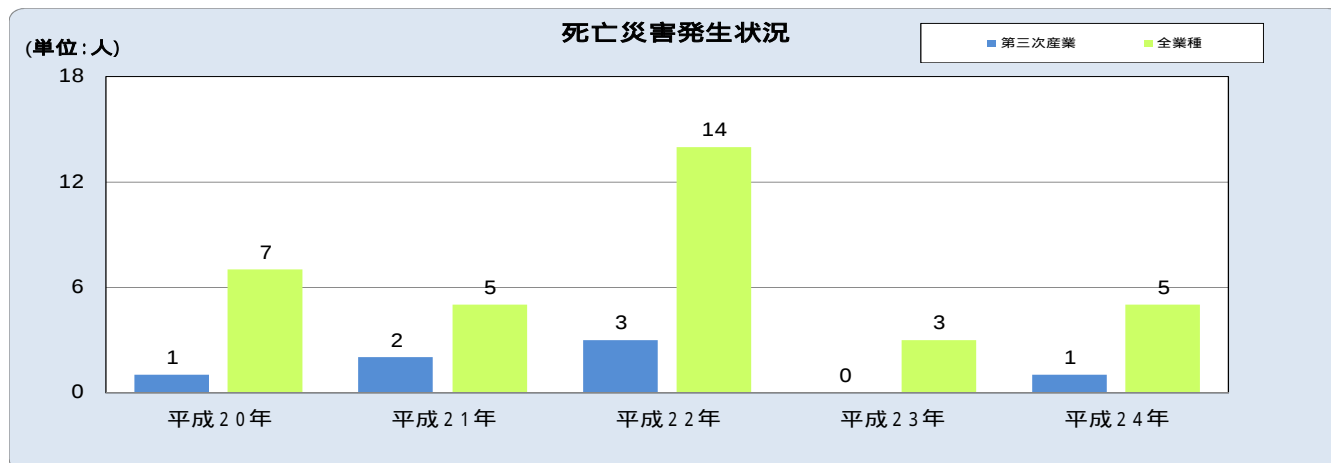
1 佐賀労働局における第3次産業の労働災害発生状況	P 1
(1) 死亡災害発生状況	P 1
(2) 死傷災害発生状況	P 1
(3) 業種別発生状況（死傷災害）	P 2
(4) 事故の型別発生状況（死傷災害）	P 2
(5) 主な業種の事故の型別発生状況（平成17年死傷災害）	P 3
（卸・小売業、飲食店、保健衛生業、ビルメンテナンス業、金融業、警備業、旅館業、ゴルフ場）	
2 安全衛生管理体制の確立	P 4
(1) 安全・衛生委員会の設置等	P 5
(2) 総括安全衛生管理者	P 6
(3) 安全管理者	P 6
(4) 衛生管理者	P 7
(5) 産業医	P 8
(6) 安全衛生推進者（衛生推進者）	P 9
3 労働災害防止対策	P 10
(1) 共通対策	P 10
(2) 業種に特異な災害防止	P 11
(3) リスクアセスメント	P 12
4 交通労働災害の防止	P 13
5 健康管理の充実	P 14
6 安全衛生自己点検表	P 15

この冊子でいう「第3次産業」とは、次の業種以外のものをいいます。
農林畜水産業、鉱業、建設業、製造業、電気・ガス・熱供給・水道業、運輸交通業、
貨物取扱業、自動車修理業、機械修理業

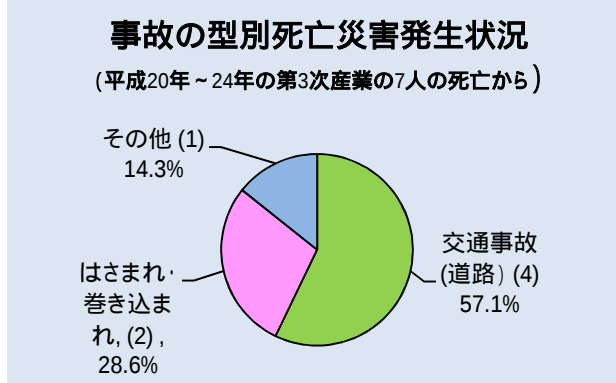
1 佐賀労働局における第3次産業の労働災害発生状況

(1) 死亡災害発生状況

全産業の死亡災害は、昭和27年の117人をピークに減少し、5人以下となるような状況です。業種別では建設業と林業で半数以上を占めていますが、近年サービス産業といわれる第3次産業での死亡災害は減少傾向にあります。ここ5年間で7件（全産業に占める割合20.6%）発生しています。

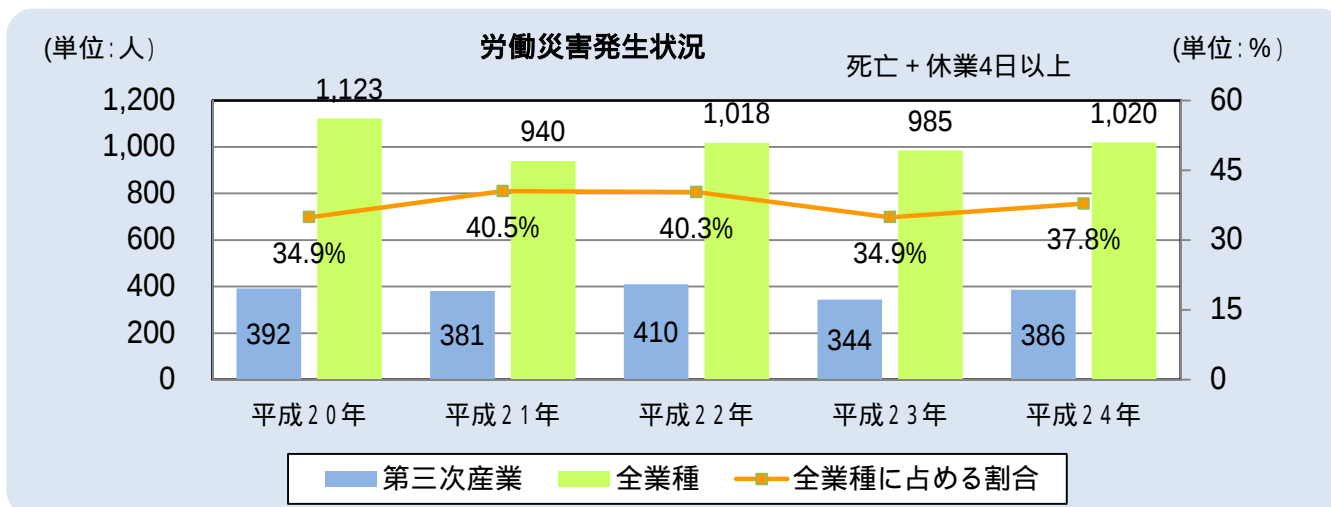


第3次産業の過去5年間の死亡災害は、全体の57.1%（4人）が「交通事故」により発生しており、以下、「はさまれ、巻き込まれ」が28.6%（2人）、「その他」が14.3%（1人）の順となっています。



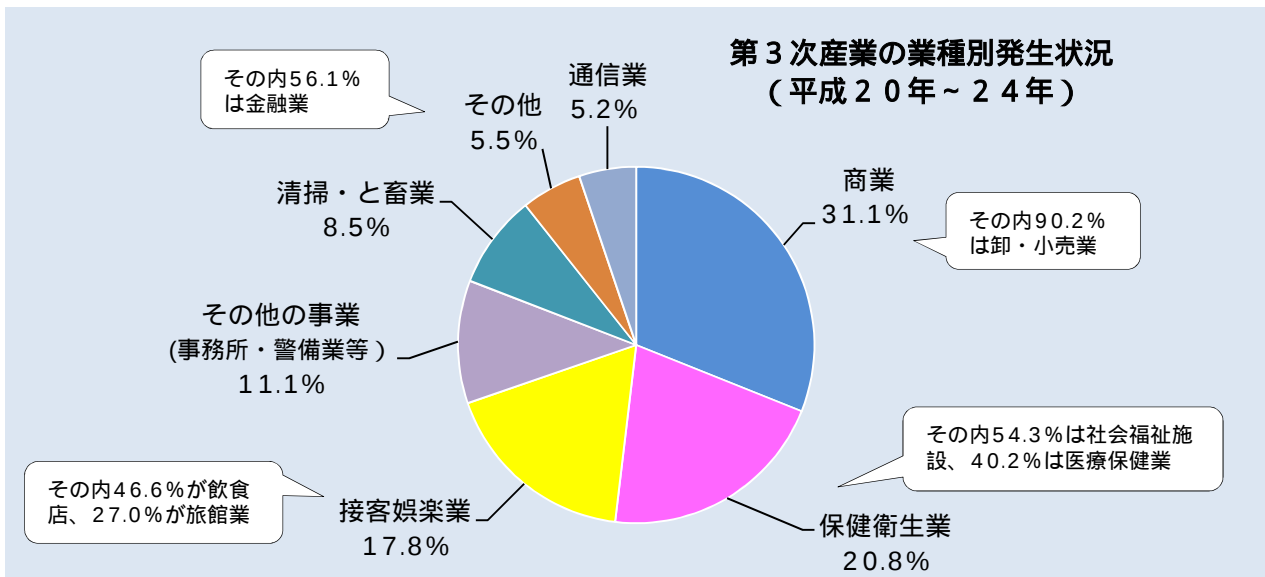
(2) 死傷災害発生状況

全産業の死傷者数は、1000人前後であり、その4割弱を第3次産業が占めています。



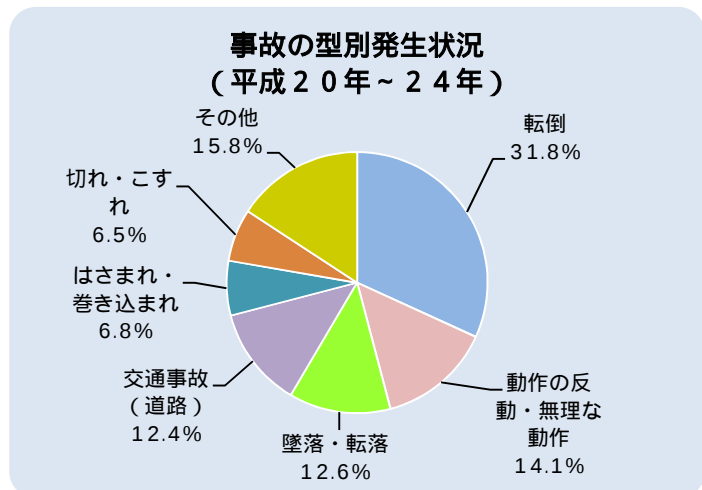
(3) 業種別発生状況(死傷災害)

第3次産業の中で最も災害の多い業種は、商業であり全体の31.1%を占めています。次に保健衛生業と続いています。次に接客娯楽業、警備業、清掃と畜業、金融業、通信業となっています。



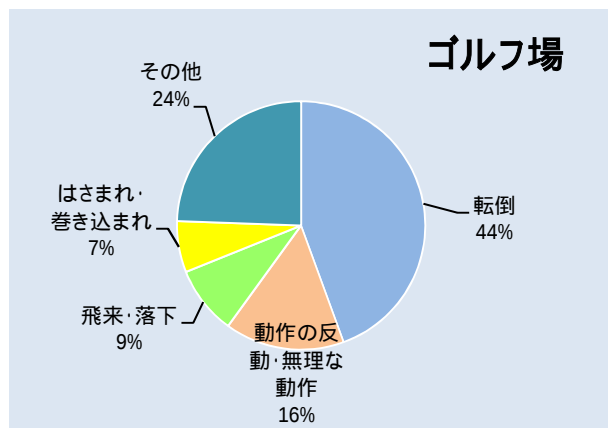
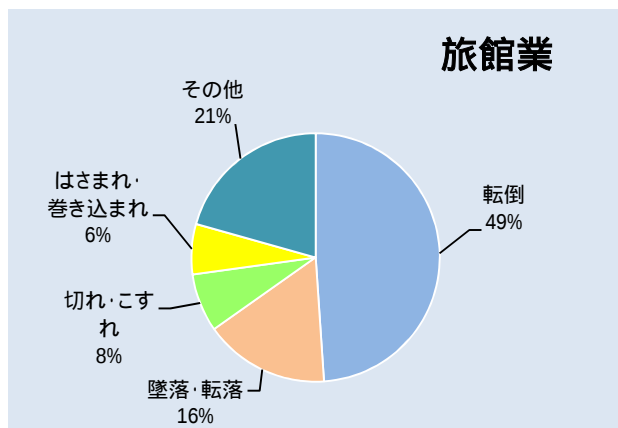
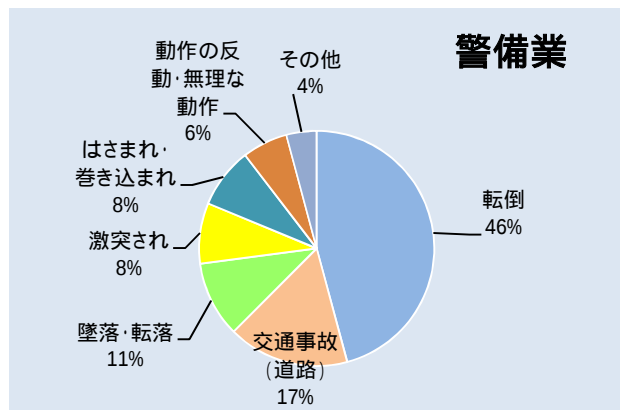
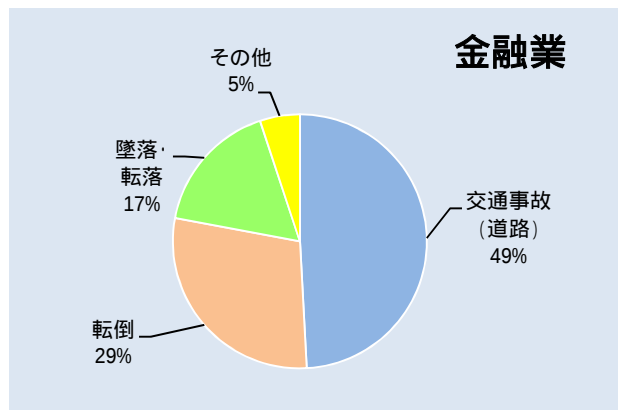
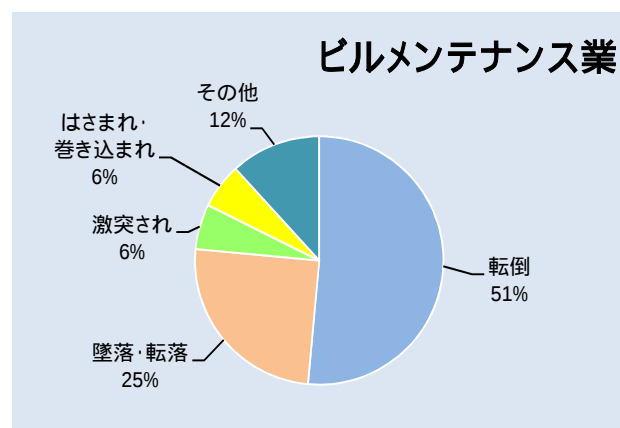
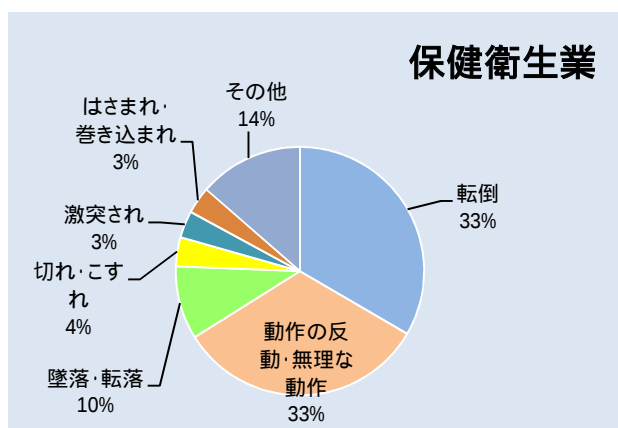
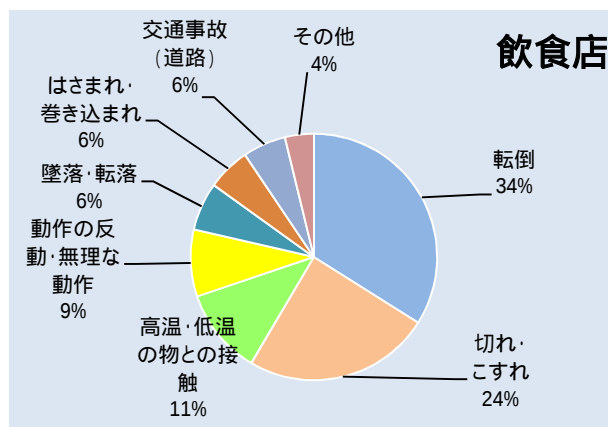
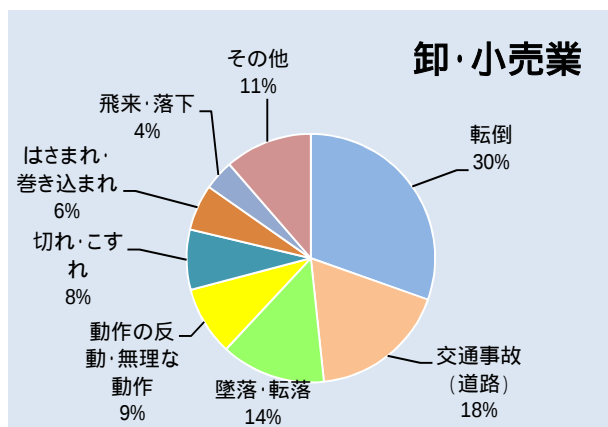
(4) 事故の型別発生状況(死傷災害)

第3次産業の災害の事故の型は、通路・床等での「転倒災害」のよるものが31.8%を占め、続いて荷の運搬等による腰痛が大部分を占める「動作の反動・無理な動作」が14.1%、次に階段等からの「墜落、転落」が12.6%、以下「交通事故(道路)」12.4%、「はさまれ、巻き込まれ」6.8%となっており、毎年ほぼ同じような割合を示しています。



(5) 主な業種の事故の型別発生状況(平成20年～24年死傷災害)

(卸・小売業、飲食店、保健衛生業、ビルメンテナンス業、金融業、警備業、旅館業、ゴルフ場)



2 安全衛生管理体制の確立

働く人が能力を発揮し快適に働くことのできる職場環境を形成することは、労働災害防止、健康管理及び合理的な業務の運営上重要なことであり、その責務は事業者にあります。

しかし、事業者のみで全ての措置を行うことはなかなか困難なことから、基本的には組織として対応することとなっています。

事業場で必要な管理組織は業種ごとに以下のとおりです。

- ① 安全委員会
 - ② 衛生委員会
 - ③ 総括安全衛生管理者
 - ④ 安全管理者
 - ⑤ 衛生管理者
 - ⑥ 産業医
 - ⑦ 安全衛生推進者
 - ⑧ 衛生推進者
- } 併せて「安全衛生委員会」で可

なお、業種・事業場規模（労働者数）により設置及び選任の要否が異なりますので、下表で確認して下さい。

業種 規模 (労働者数)	清掃業	通信業、 各種商品卸売業、 家具・建具・じゅう器等卸売業、 各種商品小売業、 家具・建具・じゅう器小売業、 燃料小売業、旅館業、ゴルフ場業	その他の第3次産業 金融業 保健衛生業 飲食店 警備業 等
1,000人～	事業者 ↓ 産業医 ↓ 総括安全衛生管理者 ↓ 安全管理者 衛生管理者 ↓ 安全・衛生委員会	事業者 ↓ 産業医 ↓ 総括安全衛生管理者 ↓ 安全管理者 衛生管理者 ↓ 安全・衛生委員会	事業者 ↓ 産業医 ↓ 総括安全衛生管理者 ↓ 衛生管理者 ↓ 衛生委員会
300～ 999人			
100～ 299人		事業者 ↓ 産業医 ↓ 安全管理者 衛生管理者 ↓ 安全・衛生委員会	事業者 ↓ 産業医 ↓ 衛生管理者 ↓ 衛生委員会
50～ 99人	事業者 ↓ 産業医 ↓ 安全管理者 衛生管理者 ↓ 安全・衛生委員会	事業者 ↓ 産業医 ↓ 安全管理者 衛生管理者 ↓ 衛生委員会	
10～ 49人	事業者 ↓ 安全衛生推進者 ↓ 安全衛生懇談会等	事業者 ↓ 安全衛生推進者 ↓ 安全衛生懇談会等	事業者 ↓ 衛生推進者 ↓ 安全衛生懇談会等
1～ 9人	事業者 ↓ 安全衛生懇談会等	事業者 ↓ 安全衛生懇談会等	事業者 ↓ 安全衛生懇談会等

(1) 安全・衛生委員会の設置等

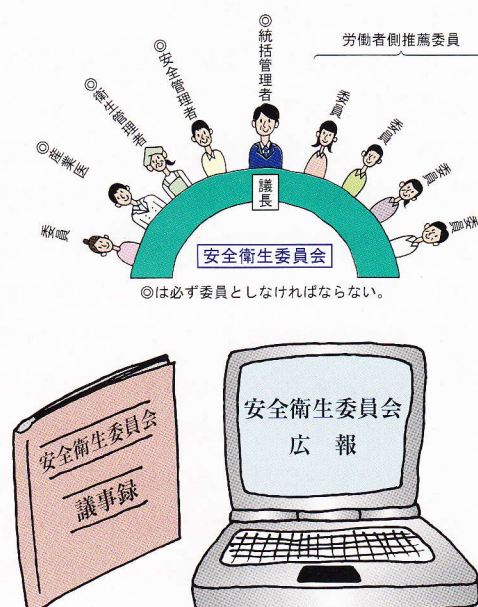
ア 安全・衛生委員会

事業場の総括安全衛生管理者又は統括管理する者（これに準ずる者を含む）を議長として、安全管理者、衛生管理者、産業医を含めて構成します。

安全・衛生委員会は毎月1回以上開催し次の事項について調査審議し、重要事項を議事録として3年間保存し、概要を掲示やパソコン（イントラネット）などにより労働者に周知する必要があります。

調査審議事項

- (ア) 労働者の**危険及び**健康障害を防止するための基本となるべき対策に関すること。
- (イ) 労働災害の原因及び再発防止対策で、**安全及び**衛生に係るものに関すること。
- (ウ) 労働者の健康の保持増進を図るための基本となるべき対策に関すること。
- (エ) **安全**衛生に関する規程の作成に関すること。
- (オ) 危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置のうち、**安全及び**衛生に係るものに関すること。
- (カ) **安全**衛生に関する計画の作成、実施、評価及び改善に関すること。
- (キ) **安全**衛生教育の実施計画の作成に関すること。
- (ク) 化学物質の有害性の調査並びにその結果に対する対策の樹立に関すること。
- (ケ) 作業環境測定の結果及びその結果の評価に基づく対策の樹立に関すること。
- (コ) 定期に行われる健康診断、臨時の健康診断、自ら受けた健康診断及びその他の医師の診断、診察又は処置の結果並びにその結果に対する対策の樹立に関すること。
- (サ) 労働者の健康の保持増進を図るため必要な措置の実施計画の作成に関すること。
- (シ) 長時間にわたる労働による労働者の健康障害の防止を図るための対策の樹立に関すること。
- (ス) 労働者の精神的健康の保持増進を図るための対策の樹立に関すること。
- (セ) 労働基準監督署長等から文書により命令、指示、勧告又は指導を受けた事項のうち、**労働者の危険の防止及び**労働者の健康障害の防止に関すること。



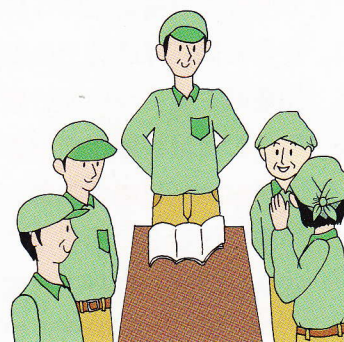
注1：衛生委員会の場合は、各項目の赤字部分を省くことが出来ます。

注2：(オ)の調査のうち、化学物質、化学物質を含有する製剤その他の物で労働者の危険又は健康障害を生ずるおそれのあるものに係るもの以外のものについては、次の業種に限られます。

製造業、林業、鉱業、建設業、運送業及び清掃業、電気業、ガス業、熱供給業、水道業、通信業、各種商品卸売業、家具・建具・じゅう器等卸売業、各種商品小売業、家具・建具・じゅう器小売業、燃料小売業、旅館業、ゴルフ場業、自動車整備業及び機械修理業

イ 安全衛生懇談会等

安全委員会や衛生委員会の設置が義務づけられていない事業場においては、関係労働者の意見を聴く機会を設けるようにしなければなりません。このために、安全衛生懇談会等を設けると良いでしょう。



(2) 総括安全衛生管理者

事業場の社長、支店長又は店長等で事業の実施を実質的に統括管理する権限及び責任を有する者から選任します。

総括安全衛生管理者の職務は、安全管理者、衛生管理者等を指揮し安全衛生の業務が適切かつ円滑に実施されるようにし、その実施状況を監督する等責任を持って取りまとめることです。

総括安全衛生管理者の統括管理する業務

- (ア) 労働者の**危険又は健康障害を防止**するための措置に関すること。
- (イ) 労働者の**安全又は衛生のための教育**の実施に関すること。
- (ウ) **健康診断の実施その他健康の保持増進**のための措置に関すること。
- (エ) **労働災害の原因の調査及び再発防止対策**に関すること。
- (オ) **安全衛生に関する方針の表明**に関すること。
- (カ) **危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置**に関すること。
- (キ) 安全衛生に関する**計画の作成、実施、評価及び改善**に関すること。

(3) 安全管理者

安全に関する事項について管理業務を行う者で、事業場に専属の者から選任しなければなりません。ただし、2人以上の安全管理者を選任する場合で労働安全コンサルタントがいる場合は、当該労働安全コンサルタントのうち、1人は専属でない者とすることができます。

注) 5 ページの図の清掃業などの安全管理者を選任しなければならない業種で規模2000人以上の事業場であって過去3年間の休業1日以上死傷者数が100人を超える場合は1人を専任（もっぱら安全管理の業務を行うこと。）としなければなりません。

ア 安全管理者の主な資格要件

平成18年10月1日現在

区 分		資 格 要 件	
		産業安全の実務経験	研 修
大学卒業者	理 科 系	2年以上	厚生労働大臣の定める研修をいい、中央労働災害防止協会、佐賀県労働基準協会等で実施しています。
	上記以外	4年以上	
高校卒業者	理 科 系	4年以上	
	上記以外	6年以上	
実務経験者		7年以上	
労働安全コンサルタント		—	—

イ 安全管理者の職務

主に次の業務を行うこととなっています。

- (ア) 建設物、設備、作業場所または作業方法に**危険がある場合における応急措置または適当な防止の措置**（設備新設時等における安全面からの検討を含む。）
- (イ) 安全装置、保護具その他危険防止のための設備・器具の**定期的点検および整備**
- (ウ) 作業の安全についての**教育および訓練**
- (エ) 発生した**災害原因の調査および対策の検討**
- (オ) **消防および避難の訓練**
- (カ) 作業主任者その他安全に関する補助者の**監督**
- (キ) 安全に関する資料の作成、収集および**重要事項の記録**
- (ク) **他の事業場の労働者と混在して作業を行う場合における安全に関し、必要な措置**

ウ 安全管理者の巡視

安全管理者は、**作業場等を巡視**し、設備、作業方法等危険のおそれがあるときは、直ちに、その危険を防止するため措置を講じなければなりません。

(4) 衛生管理者

労働衛生に関する事項について管理業務を行う者で、事業場に専属の者から選任しなければなりません。ただし、2人以上の衛生管理者を選任する場合で労働衛生コンサルタントがいる場合は、当該労働衛生コンサルタントのうち、1人は専属でない者とすることができます。

ア 選任できる衛生管理者の資格

業 種	選 任 で き る 資 格
医療業 清掃業	衛生工学衛生管理者 第一種衛生管理者 医師、歯科医師、労働衛生コンサルタント
上記以外の第3次産業の業種	衛生工学衛生管理者 第一種衛生管理者 第二種衛生管理者 医師、歯科医師、労働衛生コンサルタント

注) 旧「衛生管理者免許」は、「第一種衛生管理者免許」に相当します。

イ 衛生管理者の人数（一般事業場）

事業場の規模	衛生管理者数
50人～200人	1人
201人～500人	2人
501人～1000人	3人
1001人～2000人	4人（1人専任）
2001人～3000人	5人（1人専任）
3001人以上	6人（1人専任）

ウ 衛生管理者の職務

主に次の業務を行うこととなっています。

- (ア) 健康に異常のある者の**発見および処置**
- (イ) 作業環境の**衛生上の調査**
- (ウ) 作業条件、施設等の**衛生上の改善**
- (エ) 労働衛生保護具、救急用具等の**点検および整備**
- (オ) **衛生教育、健康相談その他労働者の健康保持**に必要な事項
- (カ) 労働者の負傷および疾病、それによる死亡、欠勤および移動に関する**統計の作成**
- (キ) **他の事業場の労働者と混在して作業を行う場合**における衛生に関し必要な措置
- (ク) その他衛生**日誌の記載等**職務上の記録の整備等

エ 衛生管理者の巡視

衛生管理者は、**少なくとも毎週一回作業場等を巡視**し、設備、作業方法または衛生状態に有害のおそれがあるときは、直ちに、労働者の健康障害を防止するため必要な措置を講じなければなりません。

(5) 産業医

常時使用する労働者が50人以上の事業場について、一定の要件を有する医師のうちから産業医を選任し労働者の健康管理等を行わせます。

ア 産業医の資格要件

医師であって、次のいずれかの要件を備えた者から選任します。

- (ア) 厚生労働大臣の定める研修（日本医師会の産業医学基礎研修、産業医科大学の産業医学基本講座）の修了者
- (イ) 労働衛生コンサルタント試験に合格した者で、その試験区分が保健衛生であるもの
- (ウ) 大学において労働衛生に関する科目を担当する教授、助教授または常勤講師の経験のある者
- (エ) 平成10年9月末時点において、産業医としての経験が3年以上である者

イ 産業医の人数と専属

事業場の規模別による産業医の人数、専属の産業医が必要な事業場等は、下記のとおりです。

事業場の規模		50人～499人	500人～999人	1000人～3000人	3001人以上
産業医 の人数	下記以外の事業場	1人		1人（専属）	2人（1人専属）
	特定業務に常時500人以上従事	1人	1人（専属）		2人（1人専属）

特定業務：労働安全衛生規則第13条第1項第2号に定めるもの（「深夜業」など）。→P9

ウ 産業医の職務

主に次の事項を行うこととされています。

- ア **健康診断及び面接指導等の実施**並びにこれらの結果に基づく**労働者の健康を保持**するための措置に関すること
- イ **作業環境の維持管理**に関すること
- ウ **作業の管理**に関すること
- エ 労働者の**健康管理**に関すること
- オ **健康教育、健康相談その他労働者の健康の保持増進**を図るための措置に関すること
- カ **衛生教育**に関すること
- キ 労働者の**健康障害の原因の調査及び再発防止**のための措置に関すること

エ 産業医の勧告等

労働者の健康を確保するため必要があると認めるときは、事業者に対し、労働者の健康管理等について必要な勧告をすることができます。

また、労働者の健康障害の防止に関して、総括安全衛生管理者に対する勧告または衛生管理者に対する指導、助言をすることができます。

オ 産業医の定期巡視

少なくとも毎月一回作業場等を巡視し、作業方法又は衛生状態に有害のおそれがあるときは、直ちに、労働者の健康障害を防止するため必要な措置を講じなければなりません。

カ 産業医がいない事業場の健康管理指導等

労働者が50人未満の産業医の選任義務のない事業場に対し、地域産業保健センターでは、登録産業医等が健康相談、健康管理やメンタルヘルス対策等の産業保健サービスを行っておりますので**各事業場の労働衛生管理に活用しましょう。**

（地域産業保健センターの利用は、無料となっています。）

(6) 安全衛生推進者（衛生推進者）

事業場規模が10人～49人の事業場について、安全衛生推進者（一定の業種については、衛生推進者）を選任し、安全衛生に係る業務（衛生推進者にあつては、衛生に係る業務）を担当させることとなっています。

ア 安全衛生推進者（衛生推進者）の主な資格要件

安全衛生推進者（衛生推進者）の業務を担当するのに必要な能力を有すると認められる者として次のように定められています。

区 分	安全衛生推進者の資格要件	*：厚生労働省労働基準局長が定める講習をいい、佐賀県労働基準協会等で実施しています。
大学卒業者	安全衛生の実務経験1年以上	
高校卒業者	安全衛生の実務経験3年以上	
実務経験者	安全衛生の実務経験5年以上	
上記以外	講習修了*	

衛生推進者の資格要件：表の「安全衛生の実務経験」を「衛生の実務経験」と読み替えます。

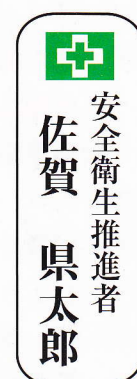
イ 安全衛生推進者（衛生推進者）の職務

- (ア) 労働者の危険または健康障害を防止するための措置に関すること
- (イ) 労働者の安全または衛生のための教育の実施に関すること
- (ウ) 健康診断の実施その他健康の保持増進のための措置に関すること
- (エ) 労働災害の原因の調査及び再発防止対策に関すること
- (オ) その他労働災害を防止するために必要な業務

衛生推進者にあつては、上記の職務のうち衛生に係る事項。

ウ 安全衛生推進者（衛生推進者）の氏名の周知

安全衛生推進者（衛生推進者）を選任したときは、事業場内の見やすい箇所に氏名の掲示や腕章を付ける等により周知する必要があります。



労働安全衛生規則第13条第1項第2号に定める特定業務

- イ 多量の高熱物体を取り扱う業務及び著しく暑熱な場所における業務
- ロ 多量の低温物体を取り扱う業務及び著しく寒冷な場所における業務
- ハ ラジウム放射線、エックス線その他の有害放射線にさらされる業務
- ニ 土石、獣毛等のじんあい又は粉末を著しく飛散する場所における業務
- ホ 異常気圧下における業務
- ヘ さく岩機、鋌（びよう）打機等の使用によって、身体に著しい振動を与える業務
- ト 重量物の取扱い等重激な業務
- チ ボイラー製造等強烈な騒音を発する場所における業務
- リ 坑内における業務
- ヌ 深夜業を含む業務
- ル 水銀、砒（ひ）素、黄りん、弗（ふつ）化水素酸、塩酸、硝酸、硫酸、青酸、か性アルカリ、石炭酸その他これらに準ずる有害物を取り扱う業務
- ヲ 鉛、水銀、クロム、砒（ひ）素、黄りん、弗（ふつ）化水素、塩素、塩酸、硝酸、亜硫酸、硫酸、一酸化炭素、二硫化炭素、青酸、ベンゼン、アニリンその他これらに準ずる有害物のガス、蒸気又は粉じんを発散する場所における業務
- ワ 病原体によって汚染のおそれが著しい業務
- カ その他厚生労働大臣が定める業務（未制定）

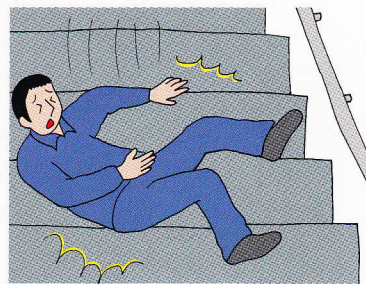
3 労働災害防止対策

第3次産業における災害は、墜落・転落、転倒や腰痛災害等が多くを占めております。これらの災害を防ぐために、次の対策を徹底させましょう。

(1) 共通対策

ア 墜落・転落災害

- (ア) はしご、踏み台、脚立の安全な使用を徹底しましょう。
- (イ) 2階の倉庫等の高所の床の端には周囲に手すりや囲い（壁）を設けましょう。
- (ウ) 蛍光灯の取り替え時等にイスを踏み台代わりにしないようにしましょう。
- (エ) 階段には、滑り止め、手すりを設けましょう。



イ 転倒災害

- (ア) 床は、くぼみ、段差がなく滑りにくい構造のものとしましょう。
- (イ) 水たまりは、直ぐに拭き取りましょう。
- (ウ) 履物はすべりにくく、安定したものを着用させましょう。

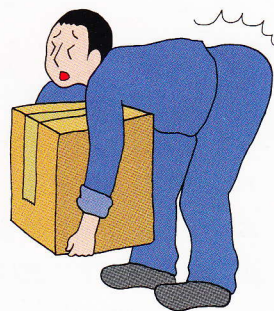


ウ 腰痛予防対策

- (ア) 荷は、出来るだけ身体に近づけて持ち上げさせましょう。
- (イ) 中腰など無理な姿勢での長時間の作業を行わせないようにしましょう。
- (ウ) 重い物は、無理をせず、複数人で運ばせましょう。
- (エ) 重量物の運搬作業の前には、腰痛予防体操を行わせましょう。

エ 切れ、こすれ災害

- (ア) スライサーなどの食品機械の清掃は、機械を止めてから行わせましょう。
- (イ) 包丁は、よく研ぎ、十分に教育・訓練をしてから扱わせましょう。
- (ウ) 刃物類は、使用後すぐに所定の場所に保管させましょう。



オ はさまれ、巻き込まれ災害

- (ア) 機械を点検・修理する場合は、停止してから行わせましょう。
- (イ) 複数人で運搬した荷や道具を下ろす時は、合図をして行わせましょう。
- (ウ) ドアに挟まれないように、ドア枠に手をかけないようにしましょう。

カ 交通労働災害

- (ア) 営業範囲や配送経路の道路状況を事前に調査し、危険な交差点等の情報を伝えましょう。
- (イ) 交通危険予知訓練を行い、事前に危険を予測し回避できるようにしましょう。
- (ウ) 運転者は、十分に休養を取り、無理な運転をさせないようにしましょう。運転中は、適時休息を取らせましょう。
- (エ) 交通安全ポスターの掲示、交通安全講習会へ参加させる等により交通法規を遵守する意識を高めましょう。

(P13の「交通労働災害のためのガイドライン」を参照して下さい。)

(2) 業種に特異な災害防止

ア 商業

- (ア) スライサーなどの食品機械に食材を**直接手で押し込んだり、引き出したりしない**ようにしましょう。
- (イ) フォークリフトを使用する場合には、**有資格者に運転**させましょう。又、作業中は、**周囲に他の人が立ち入らない**ようにしましょう。

有資格者

フォークリフトの最大荷重	運転資格等
1 トン以上	フォークリフト運転技能講習修了者
1 トン未満	フォークリフト運転特別教育修了者

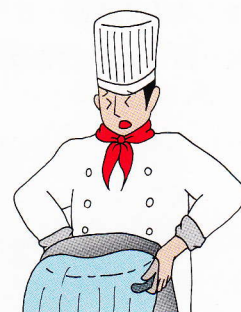
- (ウ) 一酸化炭素による中毒の予防のため、火気使用場所における**換気の徹底**をしましょう。

イ 保健衛生業

- (ア) 腰痛予防のため、介護中は、**無理な姿勢で患者を扱わない**ようにしましょう。
- (イ) 疥癬等感染症、はり刺事故の防止等**衛生管理の徹底**を行いましょう。

ウ 接客娯楽業

- (ア) やけど予防のため、
- ・油の調理は、**素肌を出さない服装**で行いましょう。
 - ・熱湯が入った鍋等を運ぶ場合は、**無理なく出来るか確認してから**行ないましょう。
 - ・熱湯等がこぼれた場合に**長靴の中に入らないように先を絞**りましょう。
- (イ) 厨房の床に油脂類が付着する場合には、**清掃をこまめ**に行いましょう。
- (ウ) 一酸化炭素による中毒の防止のため、炭火コンロ、卓上ガスコンロ等**火気使用場所における換気の徹底**をしましょう。



エ 清掃業

- (ア) 墜落災害防止設備のない**高所での作業を行う場合は、安全帯を使用**させましょう。また、安全帯が使えるよう**親づな等を設置**しましょう。
- (イ) **高い位置の窓ふき**は、できるだけワイパー等を伸縮ポールに取り付けて行いましょう。
- (ウ) 自動ドアのガラス等を清掃する場合は、**ドアスイッチを切ってから**行わせましょう。



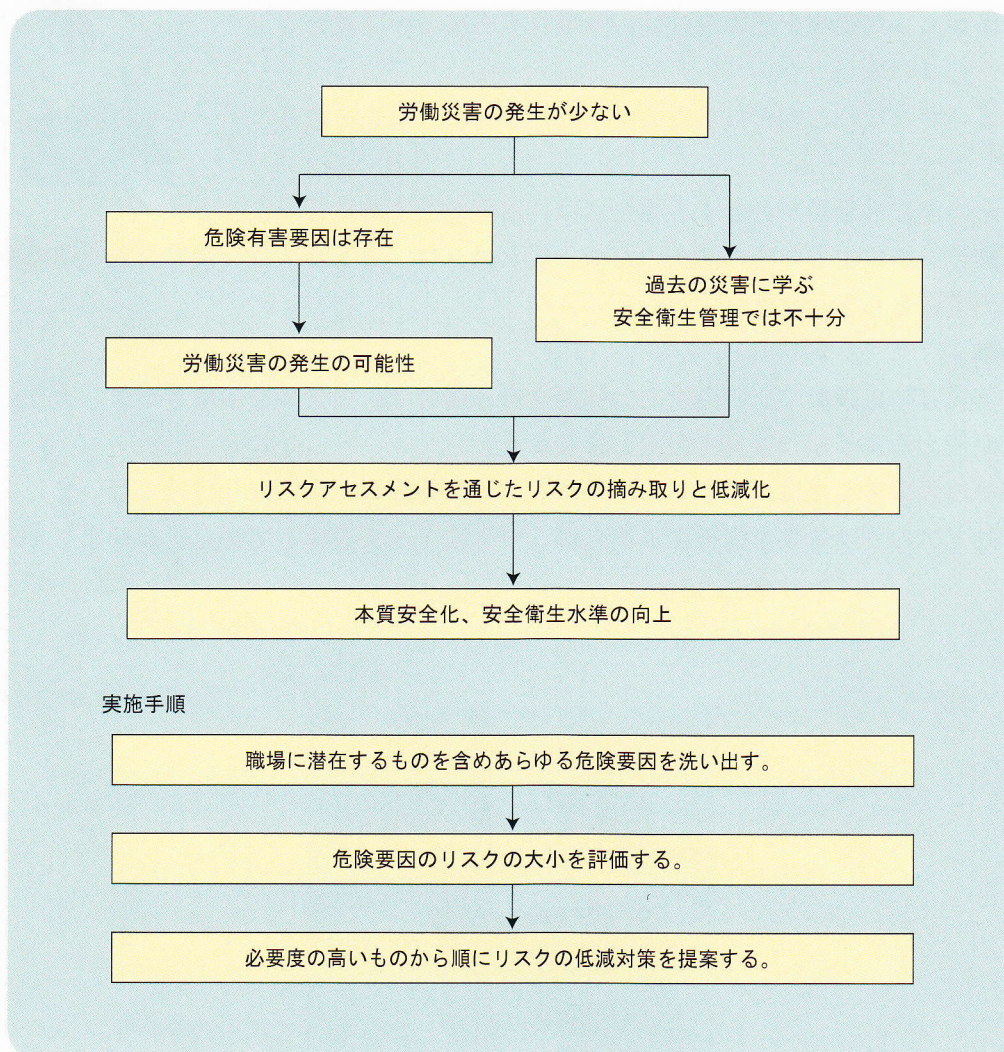
(3) リスクアセスメント

災害がほとんど発生していない事業場であっても、「労働災害の危険性のない職場」であるということは必ずしもなりません。これからは、この危険性を事前に摘み取ることを重点的に行う必要があります。

ア リスクアセスメントとは、職場における労働災害の発生危険の度合いを「リスク」としてとらえ、危険有害要因（災害と健康障害の要因）ごとのリスクの大きさを評価し、重要なものから災害・危険防止対策の優先順位をきめて実施していくことができるようにするための手法です。

イ リスクアセスメントの効果

- (ア) 労働災害を未然に防止する予防対策を講じることができる。
- (イ) リスクの洗い出しとそのリスク評価を系統的に行うことにより
 - ・ 職場のリスクが明確になる。
 - ・ 職場のリスクに対する認識が管理者を含め職場全体で共用できる。
 - ・ 予防措置の内容とその優先順位の決定に活用できる。
- (ウ) リスク評価・管理のノウハウが継承される。
- (エ) 経営資源の有効活用と災害防止対策の継続的向上に寄与し得る。



4 交通労働災害の防止

佐賀県では全産業における労働災害による死亡災害の40%以上が交通事故によるものとなっており、その割合は増加傾向にあります。

交通事故については、多くが事業場の管理の及ばない範囲で発生していることから、自動車運転者自身の問題、道路施設の問題あるいは第三者による加害行為によるやむを得ないものであると考えがちですが、長時間運転や交通法規違反が多く認められていることから、事業場における安全衛生等の管理上の問題として取組む必要があります。

厚生労働省では、「交通労働災害防止のためのガイドライン」を示しており、その概要は下記のとおりですので、参考としてください。

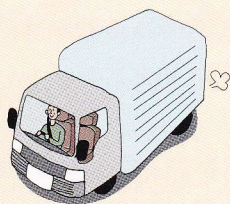
交通労働災害防止のためのガイドライン

1. 目的

このガイドラインは、事業場が、事業場における交通労働災害防止対策を積極的に進めることを目的としています。また、交通労働災害に遭わないためには、労働者も交通労働災害防止に関する事業者の指示を守って、交通労働災害防止についての措置を協力して進めることが求められています。

2. 交通労働災害防止のための管理体制の確立等

1. 交通労働災害防止のための規程を作成すること。
2. 交通労働災害防止担当管理者を選任すること。
3. 安全委員会等の委員として当該管理者を指名し、安全委員会等において交通労働災害の防止に関する事項について調査審議すること。
4. 交通労働災害防止推進計画を作成すること。



3. 適正な労働時間等の管理及び走行管理

1. 改善基準告示（平成11年労働省告示 第20号「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」）等を遵守徹底すること。
2. 走行経路の調査を実施するとともに、その調査結果について、交通安全情報マップを作成する等により、運転者にわかりやすく伝えること。
3. 改善基準告示等及び走行経路の調査等に基づき無理のない適性な走行計画を作成すること。
4. 乗務記録の活用、自動車の点検等により適正な走行管理を行うこと。
5. マイクロバス等によって労働者を送迎する場合には、運転者には特に十分な技能を有する適格者を指名すること。

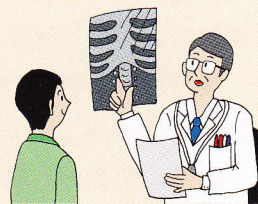


4. 教育及び運転者認定制度等

1. 交通労働災害防止担当管理者等に対して、交通労働災害防止管理教育を行うこと。
2. 運転者に対して行う雇入時教育等において、交通労働災害防止についての教育を行い、走行経験のない経路を走行させるときは、安全な走行に必要な事項についての指導を行うこと。
3. 交通危険予知訓練、運転者認定制度、運転適性検査等を導入することが望ましいこと。

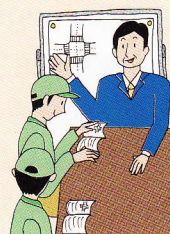
5. 健康管理

1. 運転者の健康診断結果に基づき、運転の可否、安全運転上留意すべき点検について指導する等適切な措置を講じること。
2. 運転者の心身両面にわたる健康の保持増進に努めること。
3. 運転時の疲労回復について指導を行うこと。



6. 交通労働災害防止に関する意識の高揚等

1. ポスターの掲示、交通労働災害防止大会の開催により、運転者の交通労働災害防止に対する意識の高揚を図ること。
2. ヒヤリ・ハット事例等に基づく交通危険マップの作成等により、運転者の交通労働災害防止に対する注意の喚起を図ること。
3. 運転者以外の一般の労働者に対しても、交通安全講習会等に参加させる等により交通労働災害の防止に努めること。



5 健康管理の充実

(1) 健康診断の実施

ア 健康診断の基本

- (ア) 健康診断の実施は、事業者の責任であること。
- (イ) 健康診断の結果については、必ず労働者に通知し自己管理の重要性を理解させること。
- (ウ) 健康診断は、事後措置等が行われることに意義があること。
- (エ) 健康診断の利用法としては、早期発見・早期治療、健康であることの確認、経年変化を見ることによる早期対応等があること。

イ 主な健康診断の種類

- (ア) 雇入れ時の健康診断
常時使用する労働者を雇入れる際に実施
- (イ) 定期健康診断
常時使用する労働者に1年ごとに1回実施
- (ウ) 特定業務従事者の健康診断
常時深夜業に従事する等の有害な業務に従事する者について配置替えの際及びその後6か月ごとに実施（特定業務：P9参照）
- (エ) 海外派遣労働者の健康診断
労働者を6か月以上海外に派遣する際及び6か月以上海外に派遣した労働者を帰国させ国内の業務に就かせる際に実施
- (オ) 特殊健康診断
有害物を使用させる労働者に、各有害物ごとに6か月に1回実施
（ただし、じん肺については3年に1回、管理区分が管理2及び3の者は1年に1回等）

なお、特殊健康診断の実施業務のある全ての事業場の特殊健康診断の結果についても、一般健康診断と同様に労働者本人への結果の通知が義務となりました。

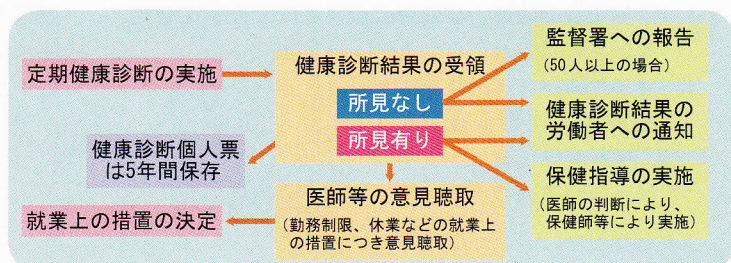
ウ 長時間労働者への医師による面接指導の実施

- (ア) 全ての事業場の事業者は、労働者の週40時間を超える労働が1月当たり100時間を超え、かつ、疲労の蓄積が認められるときは、労働者の申し出を受けて、医師による面接指導を行うことが義務となりました。
- (イ) 全ての事業場の事業者は、下記の①または②に該当する労働者にも、面接指導を実施する、または面接指導に準ずる措置を講じることが努力義務とされました。
 - ① 長時間の労働（週40時間を超える労働が1月当たり80時間を超えた場合）により疲労の蓄積が認められ、又は健康上の不安を有している労働者（申し出を受けて実施）
 - ② 事業場で定める基準に該当する労働者

※ 面接指導の事務に従事した者には、その実施に関して守秘義務が課せられます。

(2) 健康診断の事後措置

健康診断を実施した結果により、事後措置が必要な場合が生じますので、下記の定期健康診断の事後措置の流れを参考に、健康診断の結果を有効に活用してください。





安全衛生自己点検表

「いる」にチェックした項目については、さらに充実に努めるとともに、「いない」にチェックした項目については、速やかに改善してください。

1. 床面、階段、通路について

- | | | |
|--|-----------------------------|------------------------------|
| ① 床面、階段及び通路はつまずきや滑りの原因となる凹凸や水こぼれ、ゴミ等のない状態になっていますか。 | ☐ いる | ☐ いない |
| ② 床面、階段及び通路には、通行に十分な明るさが保たれていますか。 | ☐ いる | ☐ いない |
| ③ 通路は、幅 80cm以上確保され、かつ、白線等で表示されていますか。 | ☐ いる | ☐ いない |
| ④ 人や運搬台車の通行の邪魔にならないように、通路内や通路の上に突出する商品等を置かないようにしていますか。 | ☐ いる | ☐ いない |
| ⑤ 作業床の端、開口部等の墜落の危険がある箇所には、囲い、手すり等の墜落防止措置をしていますか。 | ☐ いる | ☐ いない |

2. 機械、設備等について

- | | | |
|---|-----------------------------|------------------------------|
| ① スライサー、カッター等の機械、その他の動力機械、設備の危険箇所等に防護措置をしていますか。 | ☐ いる | ☐ いない |
| ② 通路等を横切る電気コードは、物や足が引っ掛からないようになっていますか。 | ☐ いる | ☐ いない |
| ③ 作業開始前に機械設備・安全装置、ガス器具、工具・道具類、作業服についても点検をおこなっていますか。 | ☐ いる | ☐ いない |
| ④ クレーン、ボイラー、エレベーター、簡易リフト、コンベヤー及びフォークリフトについては、定期的な検査・点検を行っていますか。 | ☐ いる | ☐ いない |
| ⑤ ボイラー作業については作業主任者を選任していますか。 | ☐ いる | ☐ いない |
| ⑥ ボイラー、クレーン、及びフォークリフトの作業については、資格を持った者に従事させていますか。 | ☐ いる | ☐ いない |
| ⑦ 屋外へ通じるドアは、強風で急に強く開閉することがないようにしていますか。 | ☐ いる | ☐ いない |

3. 作業方法等について

- | | | |
|---|-----------------------------|------------------------------|
| ① 作業方法や作業手順がきめられていますか。 | ☐ いる | ☐ いない |
| ② 作業開始前に作業方法、作業手順について指示していますか。 | ☐ いる | ☐ いない |
| ③ 作業開始前を作業上の危険や留意すべき点について話し合いをしていますか。 | ☐ いる | ☐ いない |
| ④ 荷の上げおろしは、腰等に過度の負担がかからないような姿勢で行っていますか。 | ☐ いる | ☐ いない |
| ⑤ 高所からの荷の出し入れでは、ありあわせの椅子や台等を使用せず、安定した脚立等を使っていますか。 | ☐ いる | ☐ いない |
| ⑥ 商品等の取扱いで、箱の底抜け等荷姿破損に注意していますか。 | ☐ いる | ☐ いない |
| ⑦ 運搬台車で運搬の際には、前方が見通せるように荷を積み、前方を注意しながら行っていますか。 | ☐ いる | ☐ いない |
| ⑧ 階段をかけ降りたり、階段の途中から飛び降りたりしないようにしていますか。 | ☐ いる | ☐ いない |
| ⑨ 荷持専用リフターに乗らないようにしていますか。 | ☐ いる | ☐ いない |

4. 安全衛生意識の高揚について

- | | | |
|--|-----------------------------|------------------------------|
| ① 朝礼等において安全衛生に関する話をしていますか。 | ☐ いる | ☐ いない |
| ② 安全衛生に関する標語、ポスター等を掲げていますか。 | ☐ いる | ☐ いない |
| ③ 事業主（責任者）が職場の安全衛生状況について確保するため、巡回していますか。 | ☐ いる | ☐ いない |

5. 安全衛生教育について

- | | | |
|-----------------------------------|-----------------------------|------------------------------|
| ① 雇入れ時、作業内容変更時に教育を行っていますか。 | ☐ いる | ☐ いない |
| ② 危険有害業務に関する特別教育・技能講習等を受けさせていますか。 | ☐ いる | ☐ いない |
| ③ 職場リーダー等の職長教育を行っていますか。 | ☐ いる | ☐ いない |

6. 安全衛生管理体制について

- | | | |
|--------------------------------|-----------------------------|------------------------------|
| ① 安全衛生委員会（衛生委員会）を定期的に開催していますか。 | ☐ いる | ☐ いない |
| ② 安全管理者または安全衛生推進者を選任していますか。 | ☐ いる | ☐ いない |
| ③ 衛生管理者または衛生推進者を選任していますか。 | ☐ いる | ☐ いない |
| ④ 産業医を選任していますか。 | ☐ いる | ☐ いない |

お問い合わせ先

佐賀労働局 健康安全課 TEL 0952-32-7176

所在地 〒840-0801 佐賀市駅前中央三丁目3番20号 佐賀第二合同庁舎

佐賀労働基準監督署 TEL 0952-32-7133

所在地 〒840-0801 佐賀市駅前中央三丁目3番20号 佐賀第二合同庁舎

唐津労働基準監督署 TEL 0955-73-2179

所在地 〒847-0041 唐津市千代田町2109-122

武雄労働基準監督署 TEL 0954-22-2165

所在地 〒843-0023 武雄市武雄町昭和758

伊万里労働基準監督署 TEL 0955-23-4155

所在地 〒848-0027 伊万里市立花町字大尾1891-64